

奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第五号

奈良県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会会議規則（昭和二十三年十一月奈良県教育委員会規則第一号の二）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「なつ印しなければ」を「記録しなければ」に改める。

第十七条第一項第一号中「（市町村立義務教育諸学校を含む。）」を削り、「職員」の下に「並びに法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。